



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース — 介護ウェーブの “Big Wave” をおこそう! —

09年改定に向けて、自治体への働きかけを具体化し取り組みを強めよう!

12月26日に諮問（答申）の予定 ③

○ 社会保障審議会介護給付費分科会（第62回）が開催（2008年12月12日）

「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」で2012年改定に向けた方向性が明示

厚労省から提案された「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」に、今改定の積み残し事項として、2012年の診療報酬と介護報酬の同時改定を展望した「今後の方向性」が明示されました。

具体的には、「次期の介護報酬の改定に向かって、介護保険制度の持続可能性という視点とともに、サービス供給体制の計画的整備、介護人材の計画的養成・確保、医療と介護の連携・機能分担及び整合性、低所得者対策の在り方、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき方向性を踏まえ、検討を行っていくことが必要である」としています。



その上で、「①今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかという点についての検証を適切に実施すること、②介護サービスの質の評価が可能と考えられる指標について検討を行うこと、③介護サービス事業者がより効率的かつ効果的なサービス提供を行うことができるよう、引き続き検討を行うこと。特に平成18年度及び今回の介護報酬改定で新たに導入された各種サービスについて、その効果、効率性及び普及・定着の度合い等を把握した上で、より効果的なサービスの在り方について検討を行うこと、④介護事業経営実態調査等の調査手法の設計や調査結果の検証を行う場を設けること、⑤今回の介護報酬改定後の事業者の経営状況にかかる調査を踏まえ、補足給付や介護サービス情報の公表制度について必要な検討を行うこと」が今後、対応を着実にすることが求められる具体的な事例として示されています。

その他、「認知症に関する脳科学や精神医学の成果と現場の知見を結集して、認知症高齢者等への介護サービスがより一層適切かつ十分に行えるよう研究・検討を迅速化し、それを介護サービスに応用する施策の充実を図ることが極めて重要である」としています。

また、「さらに、要介護者が自身の尊厳を保持しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる環境条件を一層整備していくためには、介護保険によるサービスに加えて、医療や地域における保険外の様々なサービスを適切に組み合わせて、利用できるような体制作りが求められる。したがって、介護報酬の在り方については、利用者の視点に立った上で、サービス種別毎の検討に加え、現行サービス種別の枠を超え、望ましい地域包括ケアシステムの構築という観点からも検討されるべきものである。今後の介護報酬改定については、こうした視点も踏まえた総合的な検討を行うこととする」と、今後の介護保険制度の方向性が明示されました。 **（終了）**

「介護労働者の処遇～介護保険制度の充実を求める意見書」渋谷区議会本会議全会一致で採択（東京）

渋谷社保協の他、61団体で請願した「介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する請願」が、12月5日、区の福祉保健委員会で採択されました。9日の本会議では賛成15（民主6、共産6、フォーラム2、東区議1）、反対18で不採択となりましたが、福祉保健委員会提出の「介護労働者～介護保険制度の充実を求める意見書」は、全会一致で採択されました。

本会議で「介護労働者～請願」の反対討論にたった自民党前田和重区議は、『介護労働者の処遇改善は同意できるが、「介護保険制度は崩壊の危機で抜本改善が必要」の文言に対して、崩壊だという認識にはないので反対する』との論旨でした。

渋谷社保協福井会長は、「60を超える住民の請願が、あえていえば選挙目当ての党利党略で不採択になったことは残念。しかし渋谷で現在もっとも切実な問題が、超党派で審議され、採択されたことに自信を持とう。東京の14の区議会でこの問題での請願が出されていると聞く。渋谷の全会一致の意見書提出が、他区の運動の後押しになればと願っている。この力を14日の東京大集会に集中しよう」と発言しました。（渋谷社保協ニュース 2008.12.10 より）

日本経済新聞に東京都の「介護保険剰余金400億円超」が取り上げられる

日本経済新聞（2008年12月12日）に、東京都の「介護保険剰余金400億円超」の記事が取り上げられました。東京民医連の「介護財政パンフ（介護保険料を上げなくても財源はあります）」の「続き」ともいえる調査結果で、記事には「都は区市町村が準備基金を取り崩せば、2009年度～2011年度の保険料は上がらず2006年度～2008年度と同水準になるとみている」とあります。「介護保険料を上げなくても財源はあります」という東京民医連の主張とまったく同じです。（2008年12月12日 東京民医連事務局 及川正彦さんより）

2008年(平成20年)12月12日(金曜日) 日経

介護保険 剰余金400億円超

都内自治体の06-08年度の保険料基準額（月額、単位円。都資料から作成）

保険料が高い自治体	基準額	保険料が安い自治体	基準額
利島村	5,900	松原村	3,300
三宅村	5,594	八丈町	3,500
青ヶ島村	5,500	大島町	3,560
神津島村	5,200	青梅市	3,600
武蔵野市	4,700	小金井市	3,600
町田市	4,700	葛飾区	3,650
文京区	4,633	江戸川区	3,700
福生市	4,600	小平市	3,700
日の出町	4,600	国分寺市	3,708
中央区	4,560	東久留米市	3,750

来春からの引き上げ回避へ

介護保険は一部の自己六十歳以上の人の保険料のほか、国・都道府県・区市町村の負担分、四十六歳以上の人の保険料が財源。六十五町村が準備基金に頼り立っている仕組みだ。

都内新サービス、利用低調

東京都内の区市町村が集めた介護保険料のうち、使い切れずに残った剰余金「介護給付準備基金」が二〇〇八年度末時点で総額四百億円規模に達することが十一日分かった。〇六年度に導入された新サービスの利用が低調で、事業者への支払い額が計画を下回るため、来年四月から保険料が見直されることになっているが、都は区市町村が準備基金を取り崩せば、〇九一年度の保険料は上がらず〇六年度と同水準になるとみている。

に各区市町村が決める。都内の〇六～〇八年度の月額保険料の基準額は平均四千二百円。介護が必要が高齢者の増加などで、〇九一年度は本来は引き上げられるはずだが、国は準備基金の原則取り崩しを求めていいる。このため、都は準備基金を取り崩されること、これらのサービスは「探

「保険料は〇六～〇八年度と同水準になる（福祉保健局）」と試算する。多額の準備基金が生じるとは、〇六年度の介護保険制度改正の試算が計画に対して三割（〇六年度）に上る。この制度改正では、地域住民が短期間の宿泊や通所で利用する「小規模多機能型居宅介護」などの地域密着型サービスが、介護予防サービスが導入された。ところが、には格差が生じる可能性がある。

「多額の剰余金あり」介護保険、パンフで宣伝

東京民医連

【東京Ⅱ及川正彦通信員発】〇六年度四月の介護保険改定で、国は「制度の持続性の確保」を理由に、利用者への給付を抑制しました。

その結果「介護問題」が起き、利用者や家族、介護事業者、職員にも大きな影響を与えました。それほど介護保険財政は逼迫しているのでしょうか。

当県連は三区二六市の介護保険特別会計を調査。介護給付費が二三区だけで二七六億円も余り、介護保険が毎年、黒字で貯金があることも明らかになりました。

その結果を「よくわかる東京（区市版）介護保険財政 介護保険料を上げなくても財源はあります」にまとめました。

頒価は一部一〇〇円。ご希望の方は、東京民医連事務局まで。

